情報化施工を用いた施工の監督・検査について

【目的】

- ●情報化施工技術を用いた工事において、監督・ 検査業務の適切な実施や更なる効率化を図る。
- ●請負者が、施工管理の各段階で作成、取得出来るデータを用いることにより監督・検査の確実性、自動化、省力化、書類の簡素化を図れるようにする。

【適用範囲】

●道路土工、河川土工、舗装工(路盤工を含む)を 行う工事。

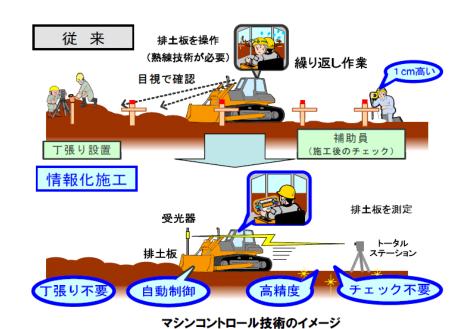
河川土工-道路土工、舗装工

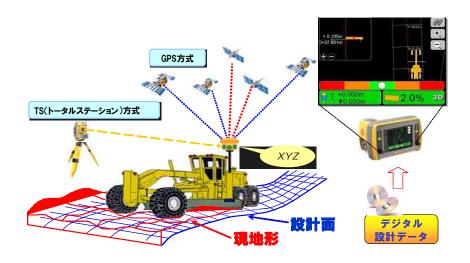
【河川土工・道路土工】

- ブルドーザのマシンコントロール(又はマシンガイダンス)技術
- ローラ・振動ローラの締め固め管理技術
- バックホウのマシンガイダンス技術

【舗装工】

- モータグレーダー(ブルドーザ)のマシン コントロール技術
- アスファルトフィニッシャのマシンコント ロール技術





監督・検査業務の従来基準を省略する項目(案)

【河川土工(築堤盛土)、道路土工(路体)】

- 〇ブルドーザのマシンコントロール(又はマシンガイダ ンス)技術
 - ・盛土工(路体、築堤のみ)においては、共通仕様書おける一層敷き均し仕上げ厚について30cm程度 → 30cmを緩和し試験施工により決定する。
- 〇ローラ・振動ローラの締め固め管理技術
 - ・品質・出来形の確認については、トータルステーション(TS)もしくは、TSに替えて排土板位置、ローラタイヤ位置による出来形計測による検収を検討。
- 〇バックホウのマシンガイダンス技術
 - ・水中掘削及び除石工事、切り土法面整形 掘削面における出来形確認は、当面必要点数 をTSで実測する。ただし、水中掘削についてはTS に替えてバックホウのバケット位置による出来形計 測を認める。
 - •品質・出来形の確認については、トータルステーション(TS)による。





監督・検査業務の実施項目(案)

〇情報化施工技術を用いた工事の監督項目

- ①施工計画書の受理・記載事項の確認
- ②基準点の確認指示
- ③3D設計データの確認
- ④施工時における日常点検(キャリブレーション)状況の確認
- ⑤出来形管理状況の確認及び立会確認

〇情報化施工技術を用いた工事の検査項目

- ①情報化施工に係わる施工計画書の記載内容
- ②情報化施工に係わる工事基準点の測量結果の確認
- ③施工時における日常点検(キャリブレーション)資料の確認
- ④情報化施工に係わり取得した電子データによる品質、出来形の確認